

身延町 過疎地域持続的発展計画

令和3年4月 ▶▶ 令和8年3月



身 延 町

目次

1 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 町行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計 画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
3 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計 画	23
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
4 地域における情報化	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計 画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
5 交通施設の整備、交通手段の確保	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計 画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
6 生活環境の整備	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計 画	34

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 計 画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
8 医療の確保	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
9 教育の振興	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 計 画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
10 集落の整備	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計 画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
11 地域文化の振興等	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計 画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計 画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	52

※人財：人は本町にとっての「財（たから）である」という考えから、「人材」を「人財」と表しています。なお、計画の表題等は国による書式から人材と表記しています。

身延町過疎地域持続的発展計画

I 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

身延町は、山梨県南部の東経138度20分から138度36分、北緯35度17分から35度31分の間にあつて、東西約24km、南北約25km、301.98km²の面積を有している。

町のほぼ中央を北から南に日本三大急流のひとつである富士川が貫き、早川、常葉川をはじめ多くの中小河川が流れ込んでいる。

また、富士川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地形が連なり、西方には七面山(標高1,989m)、東方には毛無山(標高1,964m)などがそびえている。

本地域は周囲を急峻な山々が囲む中山間地域であるが、その中においてまとまった平坦地は富士川沿いと富士川支流の中流域から下流域に広がっており、集团的農地や集落、市街地が形成されている。また多くの山間部中小河川沿いには、農地が切り開かれ、それぞれの周辺に中小集落が点在している。

町の主要幹線としては、富士川の左岸(東側)にはJR身延線と中部横断自動車道が、右岸(西側)には国道52号が南北に走っており、東には富士五湖方面への動脈である国道300号が延びている。また、中部横断自動車道のICは町内に3箇所(中富IC、下部温泉早川IC、身延山IC)設置されている。

主要観光資源としては、町の南に日蓮宗総本山身延山久遠寺、東には下部温泉郷や富士五湖のひとつで世界文化遺産富士山の構成資産である本栖湖、北には観光情報発信拠点としての宿泊施設であるみのぶ自然の里や西嶋和紙をテーマとした西嶋和紙の里などが立地している。

土地利用の状況は、宅地3.64km²(1.2%)、農用地4.21km²(1.4%)、森林243.21km²(80.5%)、その他50.92km²(16.9%)となっており、森林の占める割合が高く、豊かな自然が残されている。

気象条件は、年平均気温14℃と比較的温暖で、雨量は南部地域で年間2,000mm前後、北部地域で1,600mm前後、降雪は北部山間地域で10cm前後に達する場合は年2~3回みられる程度である。

本町に人々が居住し始めたのは、縄文時代と考えられ、町内数カ所でその遺跡が発見されている。

1274年に波木井郷の領主、甲斐源氏の一族波木井氏の招きにより日蓮聖人が庵を結んだ身延山は、日蓮宗総本山として747年余りの間、法燈が継承され、年間120万人を超える参拝客を集めている。

また、景行天皇の代に甲斐国造塩海足尼しおみたるににより発見されたとされる下部温泉は、信玄公の隠し湯として知られ、昭和31年6月、厚生省(現厚生労働省)から国民保養温泉地として指定を受け、さらに平成3年7月には環境庁(現環

境省)から国民保健温泉地として指定されている。

西嶋地区に立地する450年の伝統をもつ西嶋和紙は、地場産業として営々とその歩みを進めている。

本町誕生の経過をたどれば、いわゆる「明治の大合併」を経た、明治22年の時点では、本町の区域には富里村、共和村、久那土村、古関村、西嶋村、大須成村、切石村、曙村、八日市場村、伊沼村、飯富村、身延村、福居村、豊岡村、大河内村の15村が立地していた。

その後の「昭和の大合併」では、昭和29年に西嶋村、大須成村、静川村、曙村が合併し、昭和30年の原村の合併により中富町が、昭和30年には身延町、下山村、豊岡村、大河内村が合併し身延町が、昭和31年には下部町、共和村、久那土村、古関村が合併し下部町がそれぞれ誕生した。

昭和の大合併以降、昭和30年代から昭和40年代の高度経済成長からバブル崩壊へと変動はあったものの、概ね順調な経済成長を遂げる中で、3町ともそれぞれ独自のまちづくりを進めてきた。

しかし、若年層の流出により過疎化傾向は止まらず、一方で行政サービスに対する町民ニーズは、ますます多様化、高度化し、より効率的に、また専門的な視点による行財政運営が求められるようになった。さらには、国家財政破綻も危惧される状況下において、全国的に地方分権政策が進められ、厳しい財政状況や、増大する行政需要、安定的総合行政サービスの提供等に対応するため、3町は平成16年9月13日に合併し、新「身延町」が誕生した。

町の経済は、かつては第一次産業所得により支えられてきたが、戦後半世紀余りにおけるわが国の産業構造の変化により、第一次産業の就業者数は激減し、第二次産業、第三次産業へと移行した。この結果、第二次産業、第三次産業における勤労所得等が地域経済を支える構造となった。

特色あるものとしては、身延山久遠寺や下部温泉郷等を中心とした観光所得、あけぼの大豆、茶、椎茸などの農林業所得、さらに、西嶋和紙、印章業等の地場産業所得等があげられる。

イ 町における過疎の状況

昭和50年国勢調査時に、旧3町合わせて25,083人あった人口も、年々減少の一途をたどり、平成27年国勢調査時には12,669人と40年間で12,414人(49.5%)もの著しい減少となった。

昭和30年代から40年代にかけては、わが国の高度経済成長に伴う産業構造の変化により、都市部への大幅な人口流出が進み、12%前後の減少率となった。全国的には昭和35年をピークとして、地方圏からの人口流出が昭和50年にいったん収束したとされているが、本町はその後も減少が続き平成2年以降も減少率が上昇している。

年齢別人口の構成比を見ると、15歳未満の割合は、昭和50年国勢調査

時の20.9%から平成27年国勢調査時の6.9%まで減少している。これに対し、65歳以上の割合は、昭和50年国勢調査時の15.0%から平成27年国勢調査時の42.9%へと増加している。

このように本町の人口構成は、平均寿命の延びにより高齢者が大幅に増加する一方で、若年層の流出による出生数の減少から年少者が減少し、急激な過疎化が進行したと結論づけられる。

人口流出の要因としてはいくつか挙げられるが、当時の都市部との生活格差、特に所得格差が挙げられる。さらに道路交通網の未整備など、定住するための総合的環境整備の遅れから、近郊都市部への人口流出が進み、特に若年層の流出が、過疎化へ一層拍車をかけることとなったと考えられる。

このような状況下、本町を構成する旧3町では昭和45年に旧下部町、旧中富町が、また、昭和47年には旧身延町が過疎地域対策緊急措置法の指定を受けた。その後、旧3町ともに、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、過疎対策事業や各種補助事業等を積極的に実施してきた。

その結果、道路をはじめとする各種公共施設や交通通信体系の整備、産業や教育・文化の振興、地域医療の確保等、社会生活の基盤は徐々に改善が図られてきた。

しかしながら、なお、若年層を中心とした人口流出が続き、高齢化の更なる進展及び脆弱な財政基盤等とあいまって、地域社会の活力の低下はさらに深刻さを増してきている。

これらの課題に対し、今後も基盤整備や雇用の場の確保、社会活力の増進など、地域の活性化を図る施策を強力に推進し、非過疎地域となることを目指し、持続的発展を図っていくものとする。

ウ 産業構造の変化と地域の経済的な立地特性

本町の産業構造の推移を見ると、農業を中心とした第一次産業の減少が著しい。昭和35年には全就労人口の47.4%を第一次産業人口が占めていたが、昭和40年代に入り、第二次、第三次産業に大幅に移行し、昭和50年には全体の21.8%へと大幅に減少した。さらに平成27年にはわずか4.0%を占めるのみという状況に至っている。

かつては生活と密着した本地域の基幹的産業であった農業は他産業との所得格差拡大等により、現在では、その営農形態は米作を主とした自家消費型兼業農家となっている。

林業についても、広大な森林を有する本町においては、かつては地域産業として、その占める位置は高かったが、現在、林家はごくわずかな戸数に減少し、国産材の需要低迷、価格低迷などとあいまって、厳しい経営環境にある。

第二次産業については、地域的に工業立地等の困難な条件の中、下山地区に工業団地の造成と企業誘致を進めてきた結果、製造部門における就業者数が増加してきた経過もある。しかしながら、長引く景況の低迷を受け、ここ数年は減少傾向にある。

第三次産業の就業人口は、平成27年の国勢調査によれば全産業の64.4%を占めるに至り、中でもサービス業や卸小売業が突出している。これは年間120万人を超える参詣者がある身延山やおよそ15万人を超える宿泊客のある下部温泉郷等によるものと考えられる。

本町においては、国道52号、国道300号などの基幹道整備や、中部横断自動車道の開通、さらにはインターネットをはじめとする情報通信技術の急速な進展をみるなど、情報面、インフラ面から大幅な時間の短縮が図られつつある。これらは今後の地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、これを好機として活かし、地域に根ざした産業施策を展開していかねばならない。とりわけ観光地に近い中山間地としての特性を十分に活かす中で、都市との交流、新たな産業の創出等を推進していくことが課題である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

旧下部町・旧中富町・旧身延町の3町を合わせた人口は、表1-1(1)で示す通り昭和50年国勢調査時25,083人であったが、国の高度経済成長と自然的、社会的条件等による産業構造の変化により、平成2年には20,849人、平成17年には16,334人、平成27年には12,669人となり、昭和50年から平成2年までの15年間で、4,234人(16.9%)、平成2年から平成17年までの15年間で4,515人(21.7%)それぞれ減少し、昭和50年から平成27年までの40年間では12,414人(49.5%)の著しい減少となった。

また、住民基本台帳人口によると、平成17年3月には17,182人であったが、令和3年3月には、10,957人となり、6,225人(36.2%)の減少となっている。本町の過疎化現象は、昭和30年代から昭和40年代を人口のピークとして、昭和50年代以降現在もなお続いている。

人口の年齢構成状況を昭和50年と平成27年の40年間で対比してみると、年少人口(0歳から14歳)は4,381人(83.5%)減少している。

また、生産年齢人口(15歳から64歳)は9,741人(60.6%)の減少で、うち15歳から29歳の若年者は3,523人(72.5%)の減少となった。

これとは逆に、65歳以上の高齢者人口は、生産年齢人口が順次高齢者に入り、また、保健、医療等の進歩等による平均寿命の伸びも反映して年々増加し、昭和50年と比較して、30年後の平成17年には2,207人(58.5%)の増加となった。平成27年には平成17年との対比では545人(9.1%)の減となったものの、昭和50年との対比では1,662人(44.1%)の増となっており、高齢者人口は増加した状態である。

構成比率を見ても、平成27年の国勢調査時には、若年者比率が10.5%、高齢者比率が42.9%となっており、少子高齢化がさらに加速している。

表1-1(2)人口の見直しを見ると、平成27年に12,669人だった人口は、進学や就職による若年層の都市への流出と少子化により、30年後の令和27(2045)年度には5,067人に、さらにその15年後の令和42(2060)年度には2,765人へと大幅な人口減少が予想されている。

産業別人口については、第一次産業の就業人口比率は昭和35年に47.4%(7,871人)だったものが農林業の低迷により、平成27年には4.0%(231人)に激減している。

それとは対照的に平成27年における第二次産業の就業人口比率は31.6%に、第三次産業は64.4%と就業構造に大きな変化が現れている。地域別に見ると身延地域は、他地域に比べ第三次産業への移行が早く、昭和50年には全就業人口4,654人中、第三次産業就業者が2,404人と、全産業の半分以上の51.7%を占めている。これは身延山など古くからの著名な観光地を有していることから、早くから商業やサービス業等の産業を進展させる素地があったためと考えられる。また、これらの要因に加えて、雇用の場を求めて町外の第三次産業への通勤者が多くなったことによるものである。

今後の動向を予測すると、第一次産業については、企業参入、新規就農者も増えつつあるが、自家消費型兼業農家が中心であり、実質的な農業従事者は高齢者が多く、農業後継者が未定な農家も多いため、自然減は避けられない見込みである。林業についても同様に後継者不足が課題となっている。第二次産業についても、下山地区の身延工業団地、峡南地域中核工業団地内の企業には、工場の増設により常時雇用者が増加したところもあるが、機械化やコンピュータ化など先端技術の導入に伴う合理化により、製造業の就業者は減少が予想される。第三次産業も、商店街の近代化や町内観光地の連携による進展もあるが減少が見込まれる。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な面での変化が生じ、社会が変容しているため、テレワークなど多様な働き方が進んでいくと予想される。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	35,616	25,083	△29.6%	20,849	△16.9%	16,334	△21.7%	12,669	△22.4%
0歳～14歳	12,269	5,249	△57.2%	3,138	△40.2%	1,656	△47.2%	868	△47.6%
15歳～64歳	20,499	16,062	△21.6%	12,681	△21.0%	8,697	△31.4%	6,321	△27.3%
うち15歳～29歳(a)	6,857	4,859	△29.1%	3,247	△33.2%	2,002	△38.3%	1,336	△33.3%
65歳以上(b)	2,848	3,772	32.4%	5,030	33.4%	5,979	18.9%	5,434	△9.1%
(a)/総数 若年者比率	19.3%	19.4%	—	15.6%	—	12.3%	—	10.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	8.0%	15.0%	—	24.1%	—	36.6%	—	42.9%	—

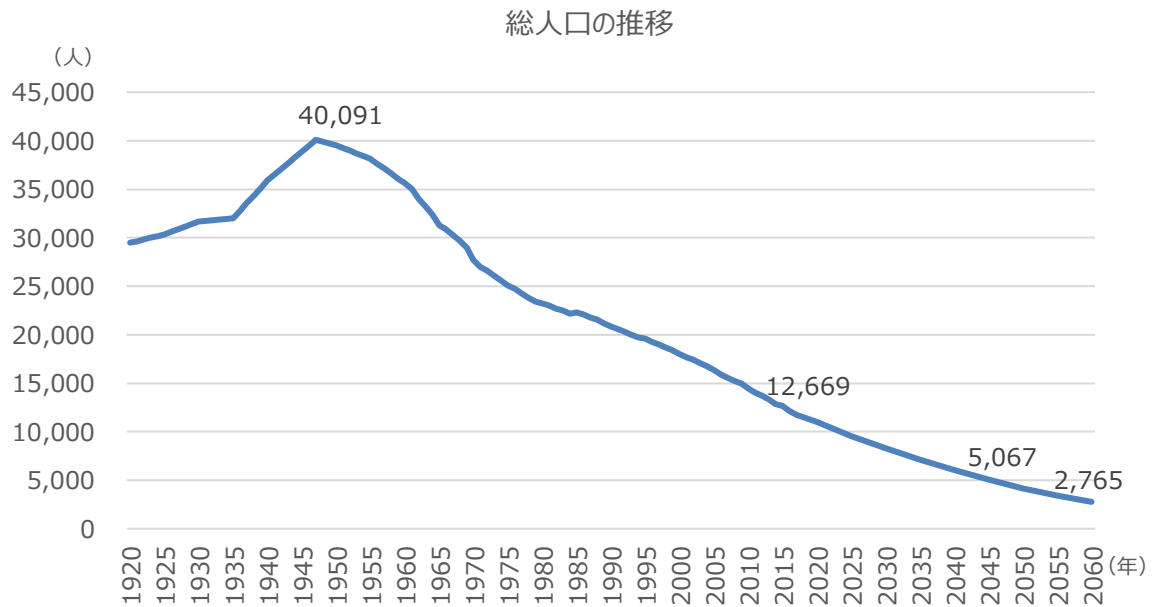
(注) 総数には、年齢不詳を含む

表 I-1 (2) 人口の見通し

身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)抜粋

1. 総人口の推移

身延町の1920(大正9)年~2060(平成72)年の総人口の推移と将来推計



年	1947年	2015年	2045年	2060年
人口	40,091人	12,669人	5,067人	2,765人

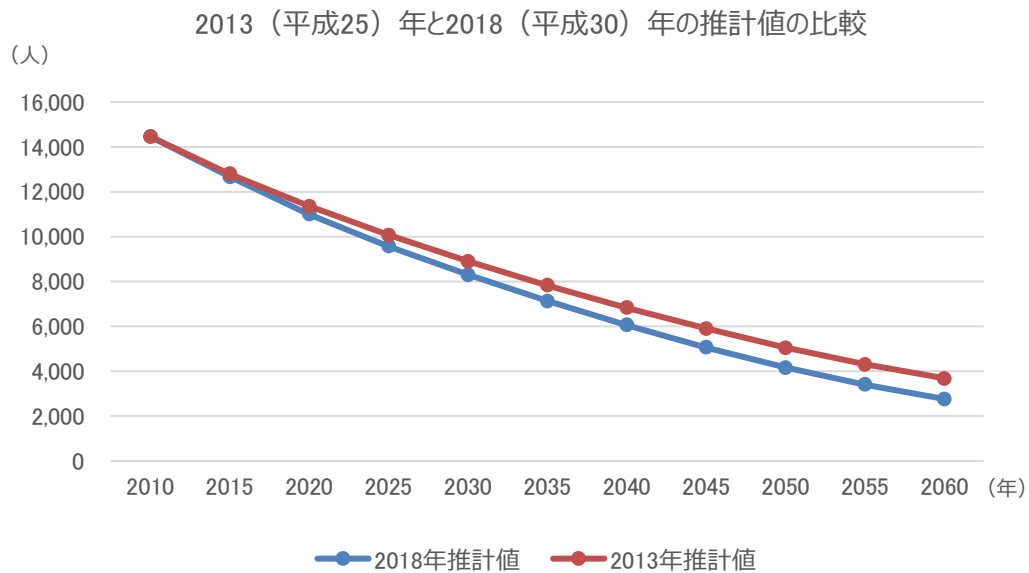
総人口の推移(2015年まで実績値、2020年以降推計値)

(出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2018年推計)」)

※社人研……国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」と表記)

I. 社人研「日本の将来推計人口（2013年、2018年推計）」による総人口推計の比較

社人研推計準拠の総人口推計（2013年、2018年）



年	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年	2060年
2013年推計値	12,802	10,072	7,830	5,903	4,316	3,687
2018年推計値	※12,669	9,580	7,141	5,067	3,409	2,765

社人研推計による総人口推計（出典：社人研「日本の将来推計人口（2013年、2018年推計）」）

※総務省「国勢調査」実績値

(3) 町行財政の状況

平成5年以降、地方分権施策が進められており、市町村が自己決定・自己責任の原則に基づき、地域の創意工夫による行政運営体制を構築することが要請されている。特に行財政体制の再検討、行政サービスレベルの維持、行財政基盤の強化・効率化等の諸課題に确实に対応していくことが求められており、これらの諸課題に対応すべく、平成16年9月13日に3町合併し、行財政基盤の強化を図ったところである。

しかし、合併後においても自主財源の乏しい本町の歳入は、地方交付税、国県支出金や地方債に大きく依存しており、非常に厳しい状況にある。

合併後17年が経過する本町の決算状況は、令和元年度普通会計で見ると歳入決算額は9,463,298千円、歳出決算額は8,610,051千円となっている。歳入の内地方交付税が4,270,602千円で構成比45.1%、地方税が1,377,669千円で構成比14.6%、地方債が979,600千円で構成比10.4%と非常に脆弱な財政状況となっている。

このような厳しい財政状況の中、過疎債や合併特例債等の起債、地方交付税、国や県の補助金等の依存財源を過大に見積もることなく、多様化する行政需要に対処するため、徹底した行財政改革に取り組み、効率化等による支出の抑制に徹するとともに、地域経済の動向に即応した機能的、弾力的な財政運営により地域における政策課題に積極的に対応しなければならない。

また、近年の社会経済情勢の変化に対応した新たな行政課題や多様化し高度化する行政需要に速やかに対応できる組織をつくり、定員適正化計画による職員の定員管理や、町民生活への影響を十分配慮した公共施設の統合整備、地域間のバランスや財政事情を考慮した新たな公共施設の整備、情報公開制度の推進等、効率的で開かれた行政の実現を図らなければならない。

表1-2(1)町財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,672,832	9,386,423	9,463,298
一般財源	7,036,617	6,784,778	6,023,257
国庫支出金	622,237	567,171	577,412
都道府県支出金	609,308	699,585	482,178
地方債	837,300	222,600	979,600
うち過疎対策事業債	86,600	92,500	227,500
その他	1,567,370	1,112,289	1,400,851
歳出総額 B	9,783,810	8,440,461	8,610,051
義務的経費	4,210,554	3,653,535	2,680,910
投資的経費	1,067,354	795,957	1,098,634
うち普通建設事業	1,067,354	707,617	953,908
その他	4,505,902	3,990,969	4,830,507
過疎対策事業費	945,100	477,135	484,347
歳入歳出差引額 C(A-B)	889,022	945,962	853,247
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,180	15,866	36,599
実質収支 C-D	776,842	930,096	816,648
財政力指数	0.29	0.28	0.27
公債費負担比率	20.3	18.4	5.6
実質公債費比率	—	3.5	△2.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	76.1	69.4	77.0
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	9,671,974	4,638,103	5,581,171

- (注) 1 上記区分については、地方財政状況調(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づく数値を使用する。
- 2 法第3条による「過疎地域とみなされる区域」(いわゆる「一部過疎」の区域)がある市町村についても、現在の市町村で作成。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	27.9	43.4	49.4	48.8	49.3
舗装率 (%)	38.0	59.7	65.6	68.9	69.3
農道					
延長 (m)	68,984	61,936	59,720	66,036	69,229
耕地					
1ha 当たり農道延長 (m)	31.6	38.7	34.7	—	—
林道					
延長 (m)	48,022	47,395	81,633	94,321	94,966
林野					
1ha 当たり林道延長 (m)	6.2	8.2	10.7	—	—
水道普及率 (%)	92.4	95.1	90.9	95.6	98.2
水洗化率 (%)	—	—	50.5	64.7	74.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	12.2	17.4	14.8	17.5	22.9

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C+D+E+F+G+H+I) / J$$

A: 当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B: 当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C: 当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D: 当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E: 当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F: 当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G: 当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H: 当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I: 当該市町村の単独処理浄化槽処理人口(※)

J: 当該市町村の住民基本台帳登録人口

※ 処理状況調査票[市町村用]中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口(農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む)」を差し引いた数値。

5 いわゆる「一部過疎」の区域については、区域を合算した表又は当該区域を含む市町村全体の表を作成。ただし、市町村の区域全体が「一部過疎」の区域に該当する場合は、市町村全体の表を作成。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、深刻化する過疎問題に対処するために、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年の「過疎地域振興特別措置法」、平成2年の「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年の「過疎地域自立促進特別措置法」により過疎地域の指定を受け、過去50年以上にわたる国、県と一体となった総合的な過疎対策事業推進の結果、生産基盤や生活環境基盤施設の整備等が進み、過疎対策は着実にその成果をあげている。

近年では、情報通信技術の著しい発展による急速な情報化の進展を背景として、価値観の更なる多様化とともに、インターネット等を通じた都市への情報発信技術が飛躍的に進み、その結果、身延山久遠寺などの伝統文化、本栖湖をはじめとする豊かな自然、450年の歴史を誇る西嶋和紙等々、多種多様な観光資源を有する本町への期待と関心はさらに高まっている。

また、中部横断自動車道、国道52号及び国道300号など交通体系の整備とあいまって、経済的にも社会的にも地域間交流の制約条件が取り払われつつある。

しかしながら、依然として若年層の流出、高齢化の急速な進展と、人口の自然減による集落機能の維持が困難な集落の発生や安全・安心の基盤となる生活インフラの整備、雇用の場の確保など、過疎地域の活力低下を招く課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ本町では、若者の定住を図るための就業の場の確保、多様な働き方への対応、農林業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、医療の確保、教育や地域文化の振興等を図るとともに、情報化や地域間及び産業間の交流を促進し、さらに、集落の整備、公共施設の整備や町民の足となる公共交通網の整備もより一層推進する必要がある。

また、これらの施策の推進にあたっては、社会経済活動の広域化を踏まえ、過疎地域の枠を超えた視点に立つとともに、公共施設の整備といったハード面だけでなく、人づくりや交流イベントの開催、地域医療の確保、町民に身近な生活交通の確保、集落の持続的活性化、生きがい対策といったソフト面での施策についても、積極的に取り組むものとする。

併せて、町民自身が地域への愛着をさらに深め、豊かな自然景観や農村・山村景観を守り育てるとともに、地域の伝統文化や街並みなどを継承・保存・発展させつつ、町民の自信と誇り、創意工夫によって魅力あるまちづくりを進めるよう努め、美しく風格ある町土の形成を図るものとする。

今後は、これまでの対策を十分活かしながら、残された課題や新たな課題を解決するための対策について、中長期的観点に立った重点的・戦略的な取り組みを強化することに留意しつつ、町民の自主的・主体的な参加により、積極的に推進していくものとする。

こうした観点から、本町における過疎対策は、「身延町総合計画」、「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、「身延町公共施設等総合管理計画」、「身延町強靱化計画」、「山梨県総合計画」、「山梨県過疎地域持続的発展方針」、等との整合性を図りながら、次の事項を基本的な方向として取り組んでいくこととする。

① 持続可能な個性的で魅力的な地域社会の形成

本町は、豊かな自然資源、美しい農村・山村景観、さらには先人たちが築き上げてきた伝統文化や産業など、多様な地域資源を有し、かけがえのない価値と魅力を有している。近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、過疎地域の暮らしに価値を見だし、新しい生活の場として選択する傾向も見られる。

今後も癒やしの空間として美しい農山村の景観や環境の保全に、より一層努めるとともに、伝統文化や地域資源の再発見に取り組み、積極的に磨き上げていくことが重要である。

また、こうした取り組みは、地域を担う人づくりも同時に進めていく必要がある。併せて、芸術・文化の紹介、各種イベントの開催、世界に向けた情報の発信、地域間や産業間の交流促進といったソフト面での対策と、小さな拠点づくりや生活環境の改善など定住環境の整備のための対策を強化することによって、個性的で魅力的な地域社会を形成していくこととする。

② 持続可能な活力ある地域社会の形成

活力ある地域社会の形成は、若者の定住を促進し、各世代がいきいきと働き、生活していくため、①の個性的で魅力的な地域社会の形成とともに、地域の経済的な自立に向けて地域の資源や特性を生かし、グリーン・ツーリズムと関連づけた農業経営や第一次・第二次・第三次産業と観光・レクリエーション等も関係する6次産業化、またコミュニティビジネスなど、多様で特色のある産業の振興、起業の促進を図ることが必要である。

また、生活基盤についても、火災や自然災害等から安心して暮らせる消防・救急施設、誰もがいつでも医療を受けられる体制、上下水道をはじめとした生活環境施設、地域内や都市地域とを短時間で結ぶ交通アクセスなど、都市的な快適さへの要請に応え得る諸条件の整備を一層進める必要がある。

さらに、健やかに次世代を担う子どもたちを産み育てることができるようになるため、子育て支援の充実と教育をはじめとする多様な子育て環境の整備について、地域が一体となって取り組むことが重要である。

こうした取り組みにおいては、財源の効率的配分が求められる中で、町民が自ら地域を運営していくという視点に立って、民間事業者等との協働や特定地域づくり事業の導入を進めることも必要である。

③ 持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成

本町は、著しく高齢化が進行しており、町民の約43%が高齢者となっている。本町の高齢者は生活の中で、豊かな自然の恵みを活かして、代々の農地を耕し、生活の知恵を楽しみ、創造的な活動の楽しさを享受しながら、人生の最も充実した時を過ごすことも可能としている。

高齢者がもつ様々な分野での豊富な知識と経験は大切な財産であることから、伝統文化・地域の特性を活かした産業を伝承する場や就業の機会を確保し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう環境の確保を図るとともに、健康を守るための保健・福祉などのサービスの充実を図るものとする。

④ 未知なる感染症による社会の変容への対応

新型コロナウイルス感染症は日常生活及び社会活動に甚大な影響を及ぼし、本町にとっても例外でなく多大な影響を受け、社会は急速に変容している。

こうした状況を踏まえ、本町においてもウイズコロナからアフターコロナを見据え、新しい生活様式やデジタル化によるテレワークの進展、二拠点居住の推進、SDGsの取り組みなど、地域のつながり、活力を維持するとともに持続的な発展を図ることが必要である。

以上の基本的な方向を踏まえながら、本町の問題について、ハード事業施策、ソフト事業施策を融合させた、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上が実現できる過疎対策を講ずることとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標については、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンから設定する。

① 人口に関する目標

人口に関する目標	基準値	目標値 (令和7年度)
人口 (国勢調査)	12,669人 (平成27年度)	10,749人
社会増減 (山梨県常住人口調査)	-204人 (平成30年度)	±0人
合計特殊出生率 (厚生労働省人口動態統計)	1.33 (平成25~29年)	1.60

※ 合計特殊出生率の目標値は、「平成30~令和4年」の数値とする

② 地域の持続的発展のための基本となる目標

地域の持続的発展のための基本となる目標	基準値	目標値
住み続けたいと思う町民の割合 (まちづくりアンケート)	56.2% (令和元年度)	60%以上

※ 目標値は、まちづくりアンケート実施時点の数値とする

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

議会・町民・外部有識者を含めた組織において、計画期間終了後に評価し、町ホームページにおいて公表する。

また、町民を対象としたまちづくりアンケートを実施し、その結果を町ホームページにおいて公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年度策定の「身延町公共施設等総合管理計画」では、人口減少を踏まえ、少子高齢化に伴う税収の減少と社会保障経費の増加による今後の厳しい財政状況の中で、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難であることから、資産更新の課題に対し、施設の統廃合や多機能化、再編等による全体の最適化の取り組みを行うこととして、次の基本的な考え方を掲げている。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施
- (2) 安全確保の実施
- (3) 耐震化の実施
- (4) 維持管理・修繕・更新等の実施
- (5) 長寿命化の実施
- (6) 統合や廃止の推進
- (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

以上の基本的な考え方にに基づき、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、身延町公共施設等総合管理計画に適合したうえで計画を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本町は少子高齢化の著しい進行や若年層を中心とした人口流出に伴い、長年人口減少が続いている。そのため、様々な分野と連携し、対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小させていくことが重要である。

近年、ライフスタイルの多様化により、田舎暮らしや二拠点居住、継続的に地方と関わりを持つ関係人口への関心が高まっている。このため、移住者や移住希望者等への支援として、町内への移住定住を希望する者のために、今後増加することが予想される空き家・空き地の利活用など環境整備を行う必要がある。

また、地域の自然・産業・文化等の幅広い資源を活かした交流機会の創出や併せて、WEB・SNSやマスメディア等各種媒体で積極的に情報発信を行い、「ひらかれたまち」の推進を図る必要がある。

イ 人材育成

今後も、本町が保有する豊かな自然の中で、町民がいきいきと暮らしていけるよう、創意工夫に基づく、明るく活力あるまちづくりを進めていくことが必要である。

まちづくりの礎をなすものは人づくりであるため、あらゆる世代を対象として、まちづくりに対する問題意識を持ち解決していく人財の育成が必要であり、特に若者の持つ感性、バイタリティーを積極的に活かしていくことが重要となる。

また、地域活性化グループの活動支援や、公民館事業展開などによりコミュニティ活動の活性化を図り、活力にあふれ魅力に輝く誇れるまちづくりを推進すると共に男性と女性の双方が個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を図る必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

- 山梨県や他自治体との広域的な連携も行いながら移住相談や町の魅力を体験するツアーの開催や助成制度など、移住者や移住希望者への支援を行う。
- 田舎暮らしや二拠点居住に向けたお試しとして、田舎暮らし体験施設の整備を推進する。
- 空き家・土地バンク制度の利用を促進する。
- 広域的な連携による結婚につながる出会いの機会の提供を行う。
- 教育・福祉・産業等あらゆる分野について、さまざまな主体による地域間交流・国際交流を推進する。

- 地域・学校・行政等、それぞれの分野での地域間交流・国際交流における受入態勢の整備に努める。
- WEB・SNSやマスメディア等各種媒体等を通じ、空き家や空き施設などの情報発信機能を充実する。
- 遊休農地や遊休施設等を活用した都市住民等との交流を推進する。

イ 人材育成

- 地域社会の担い手となる人材育成事業を推進する。
- 集落公民館を中心に、コミュニティ活動を推進する。
- 地域コミュニティの存続を支援し、自立したコミュニティの確立を図る。
- 男女共同参画を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
I 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	田舎暮らし体験施設整備事業	身延町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	移住定住促進事業 (移住相談、魅力体験ツアー)		身延町	
		移住定住促進事業(移住定住祝金制度)		身延町	
		空き家・土地バンク事業		身延町	
		結婚・出会い支援事業(婚活支援)		身延町	
		結婚・出会い支援事業 (出会いサポートセンター登録支援)		身延町	
	地域間交流	町民交流イベント実施事業 (令和・南部藩、静岡市)		身延町	
		友好都市・姉妹都市交流事業 (千葉県鴨川市)		身延町	
	人材育成	若手人材育成事業 (高校連携・人材育成)		身延町	
		若手人材育成事業(まちづくり組織支援)		身延町	
		住みよい町づくり補助事業		身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

中山間地である本町の農業は、急傾斜地が多いため農地の集約化が難しい環境にあることから、農業経営規模は零細なものになっている。主な作目は水稻、大豆であり、加えて南部地域では茶、山間部ではソバ等も栽培されている。本地域における農業は、地形条件や効率的な基盤整備が困難であることなどから労働生産性が低く、他産業との所得格差も大きい。また、高齢化の進行と担い手不足、さらに鳥獣による被害の増加は農業離れや遊休農地や荒廃農地の増加を招くなど、農業経営をめぐる状況は厳しいものがある。

このような中で、転作作目として大豆の作付けが大幅に増加している。町では地域の特産である「あけぼの大豆」の良質な素材に着目し、6次産業化、ブランド化、販路拡大など振興策に取り組んだところ、枝豆、大豆加工品等の人気と需要が高まり、農業法人、企業の農業参入や新規就農者が増加し、農地の集約化が活発化したことにより耕作放棄地の発生が抑えられ、自家消費、地産地消に加え、県内外への販路が開拓され出荷量の増加につながっている。

今後は、これらの動向を踏まえる中で、農業の省力化に向けたスマート農業の導入、担い手確保に向けた農福連携や外国人労働者の受け入れ、観光と農業を連携させた新たな仕組みづくりを構築していく必要がある。近年、都市住民の田舎志向により、ウイークエンド農業や市民農園、オーナー制度など体験型農業や農泊の推進など、都市住民のニーズを的確に捉えた施策の展開が求められている。

また、営農を希望する移住者が増えていることから、空き家バンク等定住に向けた連携が必要である。

イ 林業

林業については、広大な森林面積を有しながらも、その地形は急峻であり、加えて国産材の需要低迷など厳しい経営環境にある。

他には、特用林産物として椎茸、たけのこなどが生産されているが、その規模は小さい。

こうしたことから、林業就業者の他産業への流出、後継者不足、高齢化など労働人口等の減少が顕著となり、生産性の低下、森林の荒廃といった結果を招いている。これらへ対処するため、林道等の整備をはじめとする林業生産基盤の整備を進め、林業経営の安定化を図るとともに、森林経営管理制度により林業経営が困難な森林についても整備を進め、森林の持つ多様な公益機能を維持増進させ森林の多面的利用を図っていく必要がある。

また、椎茸、たけのこ、竹炭等の特用林産物について特産品加工等により、付加価値をつけ販売を拡大していく必要がある。

ウ 商業

商業においては、JR身延駅前、身延山門内、下部温泉郷、西嶋和紙の里などに観光関連の商業集積地がある。その他は地元商店や商店街が幹線道路沿いや各地に点在している。

また、町外資本による商業施設等が国道52号沿いに進出し、新たな商業地域が形成されたが、車社会の進展による生活圏の広域化、ニーズの多様化や甲府市周辺的大型小売店等への消費者の流出などにより、地元での購買率は低下している。

今後は、特産品や地域の特色を活かし、観光面との連携をさらに強めた商業の振興が必要である。また、生活関連では、商工会を中心とした販路開拓や新商品、新サービスの開発の他、高齢者が不便を来している山間地での購買に対して、受注・配送のシステムも考慮に入れた振興策等を、それぞれ検討していかなければならない。

エ 地場産業及び工業

西嶋地区には450年の歴史と伝統を誇る西嶋和紙が、また久那土地区には印章業が地場産業として立地している。

西嶋和紙は、安価な輸入紙に押され、従業者の高齢化、後継者不足による生産戸数の減少とあいまって、生産量は減少の一途を辿っており、厳しい経営環境にある。

今後も和紙をテーマとして建設された西嶋和紙の里を活用し、積極的な情報発信や交流、また新たな販路構築のための方策を検討することにより西嶋地域を和紙の生産交流拠点とする必要がある。

また、久那土地区の印章業についても、経済の停滞等による需要の落ち込みやデジタル時代を見据えた政府の一部押印の見直しなどにより、厳しい経営環境にある。今後は保有する高い技能をPRするとともに新商品の開発や観光・交流事業との連携などを図っていく必要がある。

工業においては下山地区の身延工業団地や峡南地域中核工業団地などへの企業進出により、就労機会の拡大や所得の向上が図られ、地域経済の一翼を担っている。

その他では各地域に小規模な地場産業関連の工場や下請け零細企業等が立地しているが、長期にわたる景気の低迷等により、各企業は厳しい経営環境下に置かれている。

企業誘致については長引く景気の低迷のため、新たな企業進出は難しい状況にあるが、その中でも令和元年に峡南地域中核工業団地へ1社の誘致と令和2年に1社の工場生産ラインの増設がされ操業をしている。今後も、中部横断自動車道の開通を活かした企業誘致への取り組みや、地域資源を活用した起業への支援など、時代のニーズに対応した新たな施策を展開する。さらに、

物流の要となる幹線交通網の整備や若年労働力の確保等の企業進出の基礎的条件整備に努めるものとする。

今後は地方への流れの拡大や多様な働き方の推進による、サテライトオフィス等の誘致により、新規ビジネスによる雇用の創出、移住促進、地域課題の解決、空き物件の活用など地域の活性化に寄与することが考えられる。

オ 観光

本町は、身延山久遠寺、下部温泉、本栖湖、みのぶ自然の里、西嶋和紙の里、七面山、毛無山、富士見山、さらには伝統工芸である西嶋和紙、印章などの多くの貴重な観光資源を保有している。これら観光資源の特色を活かしながら、その個性の鮮明化やイメージの確立を図り、それぞれの資源が保有する魅力の相互補完や、共通テーマによるネットワーク化等により、連携をさらに強化する中で施策展開を図る必要がある。

身延山久遠寺や下部温泉郷には令和元年度に119万人の観光客や宿泊客が訪れているが、経済状況の悪化や滞在時間の短縮化、また新型コロナウイルス感染症の拡大による制限等により、宿泊客の減少や観光消費の縮小等の傾向が見受けられ、課題となっている。

今後の本町における観光は、中部横断自動車道の開通により、それぞれの地域の個性を活かしながら、各地域が面的に取り組むことにより、相乗効果が高められるような、一体性を持った広域的な観光エリアの形成や枝豆収穫体験、ウィークエンド農業、ゆばづくり体験、味噌づくり体験など、農業・農村の資源の活用を図りつつ、観光と地域間交流及び産業間交流を組み合わせた取り組みが必要である。

山梨県が平成元年に供用開始した、53ヘクタール（東京ドーム約11個分）の大規模公園「富士川クラフトパーク」は、静岡方面から甲府方面を結ぶ中部横断自動車道、国道52号や富士北麓方面への国道300号、JR身延線などの中心交点に位置し、これら各観光軸連結や観光施設連携の中心的役割を担っている。平成22年3月には、日本の切り絵界を代表する4人の作家の作品を展示する「富士川・切り絵の森美術館」が開館し、その魅力をさらに高め、平成26年7月には、峡南地域の観光・物産コンシェルジュを目標に、そしてさまざまなクラフト体験ができる交流の場を目指し、一部施設を道の駅「みのぶ 富士川観光センター」としてリニューアルオープンした。

また、身延高校の生徒から「町全体にしだれ桜を植栽し、しだれ桜の里にしたらどうか」との提案を受け、平成28年度から同施設内や町内各所にシダレザクラを植栽する事業を実施し、令和2年度までに5,200本以上の植栽が完了した。シダレザクラが見頃を迎える5~6年後には、関係人口と交流人口の増加と各観光資源を結ぶ、本町を代表する観光拠点となることが期待されている。

インバウンド観光客については、地域経済の活性化につながることから、受け入れ体制を強化し、誘客を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- 都市との交流によるウイークエンド農業、農泊の推進等により遊休農地の活用を図る。
- 地域で生産した安全な農作物を地域で有効に活用する地産地消の取り組みを推進する。
- 生産性向上のため、農道の基盤整備を推進する。
- 中山間地域総合整備事業等により農道・用排水路等の生産基盤整備と併せて、生活環境整備など総合的な農村振興を推進する。
- 営農意欲向上のために電気柵設置等の有害鳥獣対策及び補助制度を推進する。
- 農地・農業用施設の保全や防災対策を図る。
- 町内農産物の流通販売促進を図るため、直売施設整備や集出荷場等と生産者との情報交換設備等の整備を推進する。
- 都市との農村交流や、就農を目的とした移住を促進し、地域の活性化を図る。
- 集落営農、農作業受委託や農地の集約化を促進するとともに、遊休農地の活用など農地の有効利用を促す。
- 農業の担い手については、法人を含めた先進的な農業経営体の確保育成に努めるとともに、新規就農者の確保を図り、農業経営の確実な定着を図る。
- 地域の特産品であるあけぼの大豆の生産拡大を図ると共に6次産業化を促進する。

イ 林業

- 人工林の適正な整備、長伐期施業や複層林施業、育成天然林施業などの多様な施業を進め、健全な森林の育成を図る。
- 下刈、間伐、枝打ち等の森林整備を進め、森林を健全な状態で保全しながら優良材の生産と木材利用を推進する。
- 森林組合の組織・機能を強化し、林業経営の効率化を図る。
- 森林経営管理制度により林業経営が困難な森林についても整備を図る。
- 林道整備事業等により林道網を整備し、生産流通体制の確立を図る。また、広域基幹林道を整備することで広域的連携を図り、地域林業の基地づくりを促進する。
- 地域材の特性を活かした木工品やクラフトづくり、豊富な森林資源を材料

とした新たな商品開発などを促進し、林産活動の活性化、特用林産物の生産振興等を図る。

- 林業後継者の育成確保と新規参入者の就業確保を図る。

ウ 商業

- 次代を担う若手事業者の育成を図り、特色ある商店街づくりを推進する。
- 地域特産品や観光と連携した商業の振興を図るため、商工会の充実、経営支援を推進する。
- 商工会との連携をより強化し、個人商店の商業意欲の向上を図り、消費者ニーズに対応できる商店づくりに努める。
- 山間地の購買における利便性を確保するために、受注・配送システムの検討を行う。
- 販路開拓や新商品、新サービスの開発に取り組み利用者の拡大を図る。
- 事業主体が一つとなり、地域資源を活用した農林産物や商品を一同に提供する中で、産業・商工業の振興を図る町民交流イベントを開催する。

エ 地場産業及び工業

- 消費者ニーズの高度化、多様化に対応した、西嶋和紙や印章等の研究開発や新技術・技能に関する研究開発等への支援により、地場産業の振興を図る。
- 情報通信技術を最大限に活用した地場産業振興を図るため、情報の受発信能力や市場開拓力などの強化に向けての支援を強化する。
- 経営管理の改善合理化、設備の近代化、人財の育成等による経営基盤の強化を図る。
- 起業や新規事業所の設置を促進し、雇用の創出や地域経済の活性化を図る。
- 雇用対策を図るため、優遇制度等を活用する中で企業誘致に努める。
- 誘致企業の育成に努める。
- 新分野進出、地域資源を活用した起業・創業や新産業の創出等への支援体制の整備を図る。
- テレワーク・サテライトオフィスの誘致により、新規ビジネスによる雇用の創出を図る。
- 町内に就職先があることで定住促進につながるため、町内企業、高校と連携して町内への雇用を促進する。

オ 観光

- 各地域観光資源の独自性を活かし、個性的な魅力を引き出す観光地づく

- りを推進する。
- 富士川クラフトパークを中心とした身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖、みのぶ自然の里、西嶋和紙の里など、各地域の観光施設が連携し、連続性のある一体的な観光事業を展開する。
 - 地域観光資源の一体的な活用のため、観光関係団体などの再編を図るとともに、身延山、下部温泉郷の魅力アップと効果的なPRを実施する。
 - 観光施設・事業所の魅力が伝わるPR活動を実施し、誘客を図る。
 - 町内の公共施設にWi-Fiを設置し、観光客の利便性を高める。
 - 町内全域へ計画的にシダレザクラを植栽し、町のイメージアップを図り観光に結び付ける。
 - 紙漉き、砂金採り、ゆばづくりなどの、地域にある体験型観光施設と宿泊施設の連携を図る。
 - 富士五湖周辺観光エリアとの連携強化を図る。
 - 近隣自治体と連携した広域周遊ルートを作成し、観光客に向けてPRする。
 - 観光客を対象に観光施設・地場産業関連施設等で使用できる割引券を作成・配布し、各施設への誘導を図り利用者の増加に結び付ける。
 - 「みのぶのびのびガイドブック」を活用し、すべての町民が観光案内できることを目指す「町民総ガイド事業」を推進する。
 - SNSの活用など、観光宣伝及び紹介の工夫に努め、積極的な誘客対策を図る。
 - 溪流でのヤマメ釣り、変化に富んだコースを走る自転車、素晴らしい眺望の山々を歩くトレッキングなど観光資源の発掘と情報発信を目指す。
 - インバウンド観光客に対応した観光案内所の開設や多言語パンフレットの作成及び多言語案内看板の設置、また各種研修の実施や音声翻訳機を導入し、受け入れ体制を強化する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域総合整備事業 身延北部地区	山梨県	
		中山間地域総合整備事業 身延南部地区	山梨県	
		農村地域防災減災事業 波高島地区	山梨県	
		農村地域防災減災事業 西嶋・八日市場地区	山梨県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興 (続き)	農業 (続き)	農業用工作物応急対策事業 身延	山梨県		
		耕作放棄地等再生支援整備事業	身延町		
		集出荷場整備事業	身延町		
		農山漁村振興交付金事業	身延町		
	(4) 地場産業の振興				
		加工施設	農産物加工施設整備事業	身延町	
	(9) 観光又はレクリエーション		しだれ桜の里づくり事業	身延町	
			公共施設Wi-Fi環境整備事業	身延町	
			観光案内板等整備事業	身延町	
			町内観光施設などの魅力アップ事業	身延町	
			西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業	身延町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業		農産物栽培奨励金交付事業 (大豆出荷奨励補助金)	身延町	
			有害鳥獣防除施設資機材補助事業	身延町	
			有害鳥獣駆除対策事業	身延町	
	商工業・6次産業化		地場産業活性化事業	身延町	
			みのぶまつり実施事業	身延町	
	観光		観光情報WEBサイト運用事業	身延町	
			下部温泉の魅力アップ事業 (下部観光協会との連携)	身延町	
			身延山の魅力アップ事業 (身延山観光協会との連携)	身延町	
		観光振興事業(連携強化、共同PR他)	身延町		
		インバウンド観光推進事業	身延町		
		町民総ガイド事業	身延町		
		共通割引券事業	身延町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (続き)	観光 (続き)	みのぶ自然の里事業	身延町	
	企業誘致	企業誘致事業	身延町	
	その他	起業支援及び新規事業所誘致事業	身延町	
		就職支援事業	身延町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
身延町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

※ 減価償却の特例(法第23条)及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第24条)

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「3 産業の振興」、「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

国は令和2年12月25日に今後のIT推進施策の基本方針となる「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の目標達成に向けて「デジタルガバメント実行計画」及び「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」を元に取り組むこととした。

本町においても申請手続きの利便性向上や行政の見える化を推進すると共に、情報通信技術を活用した在宅医療・介護、生涯学習の環境整備を図っていく必要がある。

地域の情報化は、本町がおかれた地理的条件を考えると、少子高齢化に伴う過疎地の教育や福祉分野での地域格差の是正及び生活基盤の整備を図るうえで有効に機能する可能性が大きい。情報通信技術の活用により、行政と町民のよりよいコミュニケーションによる一体的なまちづくり推進の方策を検討する必要がある。

さらに、本町は大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域に指定されており、有事に際して速やかな情報伝達を確保する必要がある。

(2) その対策

- ICTの利活用により、行政事務の効率化と福祉、教育等多方面の分野における行政サービスの充実強化を図る。
- 山梨県と自治体が連携した共同運営による電子申請・電子届出の実現による行政サービスの向上を図る。
- ICTの利活用により町民と行政の対話の更なる充実を図る。
- ICTの利活用により地域の情報化を推進する。
- 災害など有事に際して、情報提供の充実を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域にお ける情報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の情報化 のための施設	サーバー入替事業	身延町	
		ネットワーク改修事業	身延町	
		地域公共ネットワーク整備事業	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域にお ける情報 化 (続き)	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	高齢者を中心としたデジタル活用支援事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

国道52号は富士川沿いに本地域を南北に縦断する幹線国道であり、国道300号はこの52号から東へ延び富士北麓方面に通ずる幹線国道である。これら幹線国道を中心に多くの支線道路が険しい地形を縫うように交通網を形成している。

この交通網は町民の日常生活や経済活動の生命線として、大きな役割を果たしている。

こうした中において本町における道路整備は、過疎対策事業を主要な柱として着々と進められてきたが、山間部集落などへ通じる道路は多額の投資をしているにもかかわらず、地形上の制約などを受け整備は遅れ、県全体と比較すると依然として低い整備水準にある。

本町においては、合併に伴う町土の拡大に対応すべく、新しい一体的なまちづくりの視点に立ち、これら国道の整備を基軸とし県道、町道などの連携強化を推進していく必要がある。

令和3年に開通した中部横断自動車道については、中央自動車道及び新東名高速道路を結ぶ新たな動脈として、災害時の輸送ルート確保や産業の発展、観光の活性化、広域連携などに大きな期待が持たれており、さらに使いやすい道路にするため、下部温泉早川ICに加え、中富IC、身延山ICと町内へ地域活性化ICが2箇所設置されている。

また、公共交通の充実を視野に入れた道路改良や生活に密着した町道整備についても、積極的に推進を図る必要がある。

本地域の道路は急峻な地形に切り開かれていることから、国県道や町道など、台風時などにおける雨量による通行規制を受けやすく、町民生活や企業活動に大きな影響を与えている。

このため、特に国道52号などの主要幹線の防災工事を早急に進める必要がある。併せて国道が通行止めとなった際のバイパス機能を果たす道路の整備を図ることが課題となっている。

両国道については、身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖、みのぶ自然の里、西嶋和紙の里など豊かな観光資源を持つ本地域と富士北麓地域、あるいは静岡地域とを結ぶ極めて重要な観光ルートであることから、地域経済活性化や地域間交流の活発化、広域観光圏の樹立のためにも整備を推進する必要がある。特に国道300号については、平成22年度から改修事業が進められているが、富士北麓地域、静岡地域の観光地に訪れた観光客を本地域に招致するための重要な道路であるため、早期完成を目指した要望を行うとともに、さらに、中部横断自動車道へのアクセスを容易にするため、国道300号から中富ICへの新設道路、三澤・市之瀬間バイパス、県道割子切石線バイパスの建設、

飯富橋架け替えを要望していくことが必要である。

また、本地域の約80%は森林等であり、林道は林業の振興のみならず、中山間地の集落を結ぶ重要な生活道路としての役割をも担っている他、観光的機能も兼ね備えた多面的な機能を保持しているため、それらの多様な活用が求められている。

イ 交通機関

本地域における公共交通機関としては、民間路線バス、町営路線バス、乗合タクシー及びJR身延線などがあり、通勤・通学・通院・観光などに幅広く利用されている。

これらの公共交通機関は、高齢化の進む本町にとって、町民生活の足として欠かせないものとなっているが、利用者からは運行区域、時間、本数、接続などについて、さらに利用しやすい運行形態が求められている。

このため「身延町地域公共交通総合連携計画」等に基づき、既存の交通機関の運行体系の見直しを図る中で、より利便性の高い公共交通ネットワーク体系を検討する必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- 幹線である国道52号、国道300号の災害に強い整備促進を要請する。
- 国道300号の継続的な改修と早期の全区間完成を強く要請する。
- 中部横断自動車道へのアクセスを容易にするため、国道300号から中富ICへの新設道路、三澤・市之瀬間バイパス、県道割子切石線バイパスの建設、飯富橋架け替えを要請する。
- 連携強化を推進するため、市川三郷身延線、割子切石線、下部飯富線、身延本栖線、身延線等の県道整備促進を要請するとともに町道の拡幅整備を推進する。
- 生活に密着した町道、生活関連広域基幹林道及び農道の整備を推進する。
- 国道52号通行規制時のバイパス機能を果たす道路の整備を推進する。

イ 交通機関

- 町内交通機関の運行体系を再検討する中で、町内の学校、商業施設、病院等を結ぶ、乗合タクシー、バス路線及びJR身延線等の運行体系の整備を図る。
- 通勤・通学利用者の利便性向上のため、JR駅周辺駐車場の整備を推進していくとともに、JR身延線の運行本数の増加を要請する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道古閑丸畑線(改良整備) L=200m W=5.0m	身延町	
		町道磯分校線(法面改良) L=300m W=5.0m	身延町	
		町道大道市之瀬線(改良) L=600m W=5.0m	身延町	
		町道釜額線(法面改良) L=200m W=4.0m	身延町	
		町道桜清水遊亀橋線(改良舗装) L=200m W=4.0m	身延町	
		町道塩之沢椿線(改良舗装) L=300m W=4.0m	身延町	
		町道大崩線(改良舗装) L=200m W=4.0m	身延町	
		町道和田針原線(改良舗装) L=100m W=4.0m	身延町	
		町道矢細工・間遠線(改良舗装) L=550m W=4.0m	身延町	
		町道西島・大塩線(改良舗装) L=550m W=5.0m	身延町	
		町道静川・大須成・曙線(改良舗装) L=900m W=5.0m	身延町	
		町道本町富山橋線(改良舗装) L=210m W=10.5m	身延町	
		(2) 農道	農道橋梁修繕事業	身延町
	(3) 林道	林道三石山線(改良舗装) L=300m	身延町	
		林道富士見山線(改良舗装) L=300m	身延町	
		林道橋梁等修繕事業	身延町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	乗合タクシー購入補助事業	身延町	
		乗合タクシー運行事業	身延町	
町営バス運行事業(廃止路線代替バス 市町村運行)		身延町		
路線バス維持事業(廃止路線代替バス 貸切バス事業者委託運行)		身延町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交 通手段の 確保 (続き)	その他	橋梁長寿命化事業(修繕・観音橋他 30 橋)	身延町	
		橋梁長寿命化事業(点検)	身延町	
		道路ストック点検修繕事業 (トンネル、法面、擁壁、舗装、付属物等修繕)	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道事業については、老朽施設の更新や小規模施設の統廃合、さらに水需要の増加に対応できる良質の水源確保など計画的に事業推進を図っているが、なお未整備箇所も多く課題となっている。特に山間地域においては地理的・地形的制約が大きく、水源の確保や管理運営面などでの課題が数多く残されている。

水道は、最も基礎的なライフラインであるので、継続性を持った事業を推進しながら、より安定的かつ効率的な給水に向けて計画を見直す必要がある。

イ 下水処理施設

下水道等については、本町における地域的なバランスや地形、人口など各地区の実情を十分考慮しつつ、公共下水道、浄化槽(合併処理)等の導入について、長期的な視野に立ち、適正、かつ効率的な生活排水処理を推進していく必要がある。

また、整備後の施設の維持管理及び、これに関する基本方針を併せて検討する必要がある。

ウ 廃棄物処理

本町においては、峡南衛生組合を中心にごみ処理等が行われており、各地域においてはごみの減量化、ごみの分別収集、古紙回収活動及び水質保全活動など、環境保全への取り組みを積極的に展開している。今後も啓発活動等を行い環境保全への関心を高め適正なごみの処理を推進していく必要がある。

なお、平成30年3月に山梨県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」により、峡南衛生組合を含む3つのごみ処理施設の集約が決定し、令和13年4月に新ごみ処理施設へ移行する予定である。

エ 消防施設、防災、防犯

本町は、想定される南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されていることから、震災に強いまちづくりを進める必要がある。

地理的条件から孤立する可能性が高い集落が多数立地しており、地域ごとの消防防災体制整備も重要である。このため消防・防災施設、設備の充実を図るとともに、自主防災組織や消防組織の活性化を図る必要がある。さらに、大規模災害時には地域分断も想定され、地域における災害対策の拠点となる役場・支所等の耐震化等の施設整備を図るとともに、防災備蓄資機材等の確保対策が求められる。

また、地震時における家具等の転倒による死傷も懸念され、防止のための器

具の設置について推進を図る必要がある。

本町は広大な山林を有しており、大規模林野火災等も心配される。これらへの対応として県、広域消防、地域消防団、周辺市町村等との連携による消火体制の確立を図る必要がある。

特に消防団においては、山間部を中心に団員の確保が困難になるなど、地域における日常的な活動も含めた消防体制の確立と機動力の向上を図っていくことが課題である。

防犯対策については、「安全安心なまちづくり」において、重要な課題として対策を推進していく必要がある。

オ 公営住宅

本町の公営住宅は、町営住宅14団地196戸、県営住宅6団地216戸、町有住宅1団地60戸となっており、町の定住促進対策にも大きな役割を果たしている。

このうち町営住宅については、昭和40年代に建設した老朽化の著しい団地もある。こうした団地については、現有の町営住宅等の活用も十分勘案する中で計画を作成し、官民連携事業により、町内の企業で働く人のための住宅や、子育て世帯の移住定住を促進するための住宅の建設推進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- 安定的な供給を確保するため、老朽化した水道施設を更新する。
- 安定的な水源確保のための施設を整備する。
- 小規模水道施設の統廃合による効率的運営を推進する。
- 新たな地域性に即した配水区域を見直すとともに施設設備の充実を図る。

イ 下水処理施設

- 各地区の実情に応じた生活排水処理計画を策定し施設整備を推進する。

ウ 廃棄物処理

- 山間地や河川へのごみの不法投棄を防止するためパトロールを行う。
- ごみの資源化、減量化のため、家庭用生ごみ処理機購入費の補助を行う。
- 道路、河川、公園等の美化活動を奨励する。
- 河川の水質調査を行うことで汚染を監視し、自然環境の保全に努める。
- ごみ集積所の新築、建替えについて原材料支給を行う。

エ 消防施設、防災、防犯

- 災害に迅速に対応できるよう、地域情報通信システムの整備や防災マップ

を作製し、全世帯に配付する。

- 大規模災害に備えて、富士川沿いへの防災拠点の整備をはじめ、各地域の地理・地形等に配慮した防災施設の充実に努める。
- 大規模林野火災の発生に備えて、県や周辺市町村等との広域相互応援体制を確立する。
- 町民の安全を確保するため、公共施設の耐震・免震化と防災設備の充実に図る。
- 消防団における従来の管轄区域や応援区域の見直しを行い、広域性をもった機動力ある消防団の整備充実に図る。
- 自主防災組織の充実に図る。
- 災害に強いまちをつくるため、河川改修や砂防事業等による治水対策を推進し、急傾斜地崩壊危険地区指定箇所の拡大により危険地区の解消に向け改良事業等を推進する。
- 国道52号防災工事の推進を要請するとともに災害発生時の代替・迂回ルートを早期に確保するよう努める。
- 大規模地震等への備えとして、地域毎の備蓄を図る。
- 公共施設へのAED設置を進める。
- 防犯活動として、防犯パトロール事業などを推進する。

オ 公営住宅

- 老朽化した公営住宅については、その立地条件等に応じて用途廃止等の対策を講ずる。
- 官民連携事業により、町内企業への雇用促進のための住宅や、子育て世帯の移住定住を促進するための住宅整備を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	下部簡易水道事業(基幹改良)	身延町	
		中富西部簡易水道事業(区域拡張)	身延町	
		中富北部簡易水道事業(基幹改良)	身延町	
		久那土古閑簡易水道事業(基幹改良)	身延町	
		下山簡易水道事業(基幹改良)	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境 の整備 (続き)	(2) 下水処理施設				
	公共下水道	公共下水道事業 (地震対策計画策定・耐震化)	身延町		
	地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業(個人設置型)	身延町		
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽整備事業 12 基		身延町	
		消防車両・消防ポンプ整備事業 42 台		身延町	
		身延第4分団第7部【丸滝】機庫設置事業		身延町	
		身延第3分団第4部【小田船原】詰所・機庫設置事業		身延町	
	(6) 公営住宅	町有住宅浴室改修事業(相又団地) 52 戸		身延町	
		町営住宅八日市場団地空き部屋大規模改修事業 3 戸		身延町	
		企業向け雇用促進住宅整備事業		身延町	
		子育て支援住宅整備事業		身延町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	生活	AED設置普及事業(公共施設等)		身延町	
	防災・防犯	防災用備品整備事業		身延町	
		悪質電話被害対策機器設置事業		身延町	
防犯パトロール事業		身延町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

近年の急速な少子高齢化の進行は、地域社会の活力低下を招き、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等の変化をもたらしている。

このような状況の中、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に基づき、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決するため、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取り組みを推進する必要がある。

保育施設では現在、常葉保育所、静川保育所、原保育所の公立保育所と身延地区に2施設の民間保育園が設置されており、それぞれ幼児の発達段階に応じた保育を行っている。

園児数は減少傾向にあるが、保育ニーズについては、女性の社会進出などから多様化し、保育業務の弾力的な運用などが求められている。

各保育所は保育ニーズの多様化に対応するため、限られた人財、財源をより柔軟で効果的に運用する必要があり、今後、保育所に求められている役割を踏まえながら、運営について見直しを図り、少子化対策として、より個々のニーズに応じた保育や子育て支援の充実を推進する必要がある。

施設については、建築年代が古く老朽化が目立ってきており、その整備については、保育所のあり方の検討と併せて行うことが必要である。

また、子どもの数が少ないことに加え、町内に子どもの安全な遊び場が少ないために、子ども同士の交流の場や親同士の情報交換の場が少ないことなどが問題となっており、園庭等の整備を図る中で、地域の実情に応じて施設開放などの対策を進める必要がある。

女性の就労と子育ての両立を支援するため、延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の保育サービスや児童館を中心とした相談体制の充実を図る必要がある。

さらにひとり親家庭でも安心して子育てができるよう、ひとり親家庭医療費助成事業の充実などの自立支援対策の推進が必要である。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢化比率は、昭和35年の国勢調査時の8.0%から、平成27年の国勢調査時の42.9%へと激増し、全国、県、他の過疎地域町村の平均を大きく上回っている。今後においても一層の高齢化、核家族化が進行し、高齢者数の増加とあいまって、支援や介護を必要とする一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、寝たきり高齢者、介護認定者等がますます増加することが予測され

る。

高齢化が進行する中において、地域社会を豊かで活力あるものにするためには、高齢者等が生涯を通じて健康で、生きがいをもっていつまでも元気で明るく生活を送れるよう支援する仕組みづくりが必要である。

今後は、高齢者の自立や社会参加等を促進していくために、高齢者生きがい支援や生涯学習の推進、健康管理、疾病予防等に一層重点を置いた施策を地域と連携を図る中で推進する。また、高齢者は、若い世代が年々減少する状況下において、地域社会の推進力を担う重要な原動力であり、シルバー人材等として、その豊かな経験や知識が活用できるよう地域社会に貢献できる仕組みづくりの推進が必要である。

さらに、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせる仕組みづくりが必要であり、介護保険サービスの充実や着実な実施と併せて、介護保険の対象外となる高齢者や、介護保険で「自立」と認定され、サービスを利用できなくなった高齢者のための福祉サービスを充実させていく必要がある。

また、増加する一人暮らし高齢者等への緊急通報体制整備事業や食の自立支援事業等の充実も必要である。

施設面では、下部地区のデイサービスセンターや中富地区の中富すこやかセンターに加え、平成19年度には身延地区に、子どもから高齢者まで健康で生きがいをもって生活を送れるよう、新たに全町的な総合保健福祉機能を有する施設として身延福祉センターが完成しており、これら近代的な施設を拠点として、保健指導、住民健診、介護サービス、デイサービス事業等を実施している。

また、飯富地区の介護予防センターを地域の拠点として、介護予防や健康増進に努めている。

一方、障害のある人も健常者も何の区別無く、すべての人が理解し合い助け合い、同じ条件の下で生活していけることこそが正常な社会であるとするノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会の実現を図ることとし、このための各種支援施策の推進が必要である。

身延町版CCRCについては、健康な生活を送ることができる「コミュニティづくり」・「生きがいづくり」の場として、現在の暮らしを続けながら集えるような拠点として検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- 安心して子育てができる環境の整備を図る。
- 地域における子育て支援機能の向上を図るため、子育てサークル等の育成を図る。
- 児童館及び学童保育の充実を図る。
- 延長保育、乳幼児保育等の保育サービスの充実と保育機能の向上を図る。

- 医療費助成制度の充実を図る。
- 保育料の無償化や副食費等への補助の充実を進め、子育て世代の親の負担軽減を図る。
- 妊婦診断、不妊治療などへの支援充実に努め、安心して産み育てる環境づくりを行う。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 高齢者福祉推進体制及び施設の整備を進める。
- 高齢者の健康増進対策を充実する。
- 食の自立支援事業を推進する。
- 緊急通報体制整備（ふれあいペンダント）事業を推進する。
- 生きがい対策を充実する。
- 介護予防・生活支援のための各種福祉サービスの拡充を図る。
- 高齢者の社会参加活動を促進するため、意識啓発、老人クラブ活動の支援、シルバー人材センターとの連携を進める。
- 介護保険に伴う在宅サービスの充実を図る。
- 現在の暮らしを続けながら集えるような身延町版CCRC拠点等について検討していく。
- スポーツジム・健康増進施設を整備し、スポーツや温浴を活用して町民等の健康保持や体力向上等を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	児童館	西嶋学童保育室大規模改修事業	身延町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	すこやかセンター非常用発電機設置事業	身延町	
		すこやかセンター空調機器更新事業	身延町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て支援医療費助成事業 (満18歳以下医療費無料化)	身延町	
		学童保育運営事業	身延町	
		未就学児保護者への支援事業 (保育料の無償化、副食費等補助)	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進 (続き)	児童福祉 (続き)	子育て支援助成事業 (おむつ購入費、入園支度金等の補助)	身延町	
		障害児支援事業 (医療費無料化、通所支援助成)	身延町	
		チャイルドシート購入補助事業	身延町	
	高齢者・障害者 福祉	身延町版CCRC実施検討事業	身延町	
		高齢者慶祝事業 (敬老・長寿祝い金、集落敬老事業補助金)	身延町	
		高齢者活動支援事業 (老人クラブ活動補助金)	身延町	
	その他	妊娠・出産支援事業 (妊婦健診・不妊治療費補助等)	身延町	
		スポーツジム・健康増進施設運営事業	身延町	
	(9) その他	スポーツジム・健康増進施設建設事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

将来的な人口減少や少子高齢化の進展、また医療の急速な発展などを踏まえつつ、町民が安心して適時適切に医療サービスを受けられるような体制づくりを推進することが重要である。

本町の医療機関は、身延町早川町組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院、医療法人しもべ病院の3総合病院、開業医が1医院、歯科医院が6医院、診療所が5箇所、それぞれの地域において運営されており、これら各医療施設の機能充実などにより、地域医療の質のレベルアップを図る一方で、医療費の抑制に向けて努力する必要がある。

このためには、各医療施設が連携する中で、その特色を活かし、さらにその特色を伸ばすことなどにより、地域全体の医療の充実を図ることが重要である。

特に組合立飯富病院については、他の参画自治体とも調整しつつ、公立病院としての使命である「医療を通じての町民への貢献」という基本理念に立ち、病院運営に町民ニーズや意見が速やかに反映できる地域包括ケアシステムの確立を図り、効率的且つニーズに沿った病院運営を推進することが重要である。このため、平成21年度から平成22年度の2年間で、電気、機械設備を含めた増改築工事が行われ、地域医療の拠点施設としての設備充実が図られている。

また、山間地における高齢者にとって、医療機関への通院の足をどのように確保するのかが大きな問題となっているが、病院の送迎バスや定期循環バスのほか、新たに、効率性、通院時の利便性も考慮したサービスとして、乗合タクシーが導入された。さらに、定住促進の観点からも小児科医、産婦人科医の人財確保を図り、診療科を整えることが必要である。

(2) その対策

- 町内の病院を中心とした地域医療システムの確立を図る。
- 地域包括ケアシステムの確立を図る。
- 情報通信技術を活用した医療の推進を図る。
- 地域に一層ひらかれた病院運営の推進を図る。
- 休日、夜間の初期救急医療体制の一層の充実を図る。
- 地域医療を補完し、定住促進を図るため、医師修学資金の貸付や奨学金の制度化、専門医派遣診療事業などを検討する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	休日夜間急患診療体制整備事業	身延町	
		診療所設置事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町では、児童生徒数が過疎化や少子化などで減少したことに伴い小中学校の小規模化・過小規模化が急速に進行し、学校運営や教育活動などに様々な課題が生じていたことから、小中学校の適正規模・適正配置等を確立するため、身延町立小中学校前期・後期統合計画に基づき学校統合を進め、中学校が1校、小学校が3校となった。

児童生徒の減少傾向は今後も続くと思込まれていることから、給食費及び修学旅行費の全額補助や入学支度金の支給といった就学支援の充実により、子育て世帯の経済的負担を軽減する取り組みを継続的に進め、児童生徒の減少問題の解決に向け取り組んでいく必要がある。

学校統合による使用校舎等は全て既存施設であり、その多くは建築後相当年数が経過しているため、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、身延町立学校施設整備計画に基づき、中学校については給食施設の集約・再配置と併せて町の中央部へ移転改築（新築）を進めている。小学校については、30年以上経過している施設が多いため、これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、計画的な施設整備により児童が学習しやすい環境整備を進めていく必要がある。

学校統合によって遠距離通学者となる児童生徒に対し、町が独自にスクールバス等による通学支援を行っていることから、多額の費用負担が生じている事は課題であるが、児童生徒が安全に通学できるよう継続して支援していく必要がある。

また、中学校の移転改築（新築）を進めているため、新校舎へ通学する生徒への支援として、スクールバス路線の変更等についても検討する必要がある。

学校教育内容を充実させるため、学力及び教員の指導力の向上、過疎地域の特性を活かした教育機会の提供、現代的教育課題への対応、高度情報化への対応と活用、特別支援教育の充実、連携型中高一貫教育の推進、きめ細やかな指導体制構築のための教職員配置、異校種間連携の強化などに取り組んでいる。特に学力向上については、土曜日や長期休業等に児童生徒の学習支援を実施しており、高度情報化への対応と活用については、ICT機器の整備充実による情報通信技術を活用した学習の振興を進めている。

ただし、学校が長期休業になった場合、タブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭と学校とを繋いで学習できる遠隔教育環境を構築する必要があるが、各家庭でのインターネット環境の普及と使用料の負担が課題である。

また、心身ともに健康な児童生徒を育成するため、生きる力を育み、いのちの大切さを教える取り組みや、相談体制及び健康管理体制の充実、食育の推進などに取り組んでいるほか、児童生徒の安全確保に向けた取り組みも推進して

いる。さらに学校、家庭、地域の役割の明確化と連携の強化を図りながら、地域における体験活動や交流活動を通じた児童・生徒の健全育成に努めていく必要がある。

イ 生涯学習

町民一人ひとりが、社会の変化に対応して絶えず新しい知識や技能を習得し、生涯を通じて心豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の振興及び社会教育の充実を図る必要がある。

生涯学習については国際化、情報化など近年の社会変化に対応した、新しい視点からの展開や、乳幼児期から高齢期までの各段階に応じた順序性と適時性を持った学習の推進を図る。

また、地域に潜在化している人財をより広域的に活かすような交流事業の推進や世代間の交流等を通じての年長者から学ぶ「伝承教室」など、幅広い学習機会の提供が必要である。学習の場である図書館、公民館等の施設については、その整備充実とともに、より有機的、効果的に活用する仕組みづくりの構築が求められる。

さらに、各地域で活動が続ける文化協会やスポーツ協会等についても地域間交流を推進し、広域的な取り組みの中で活動の効率化や組織の再編を行い、より活発な活動を推進していく必要がある。

また、町民の体力の向上や健康の増進を図るため、体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- 教育に係る費用の補助等の充実を進め、小中学校保護者の経済的負担軽減を図る。
- 教育・学習環境の長寿命化を図るため、学校施設の計画的な維持管理に努める。
- 身延町立学校施設整備計画に基づいた、中学校新校舎等の整備を図る。
- 情報通信技術を活用した学習の振興及び遠隔教育環境の構築に努める。
- ALT(外国語指導助手)や外国人教師等の積極的な活用により、異文化に触れられる環境を充実し、国際感覚を身につけた児童生徒を育成する。
- 学校図書館のネットワークを確立し、貸出・返却の利便性を高める。
- 通学支援として、通学距離の実情を把握する中で、スクールバスの運行を行う。
- 学校給食の食材として積極的に地元の食材を使用するなど、内容の充実を図るとともに、給食施設集約・再配置を進め設備等の更新を図る。
- 児童生徒の安全を確保するため、災害発生時に必要となる防災用備品等

の整備を進める。

- 障害や特性のある児童生徒に対応するため、各校に「特別支援教育支援員」を配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う。
- 子どもたちが地域の文化・歴史を学び郷土愛を育む教育を推進する。

イ 生涯学習

- 公民館活動、生涯学習講座、高齢者学級等の開催を通じて学習機会の充実を図る。
- 小学校、中学校、高等学校、大学を含めた教育機関とも連携を取りながら、町内、町外から学習指導者として各分野におけるすぐれた人財を広く求めていく。
- 図書館、公民館など学習拠点施設を効果的に活用して、町民が多様な文化に触れる機会を創出する。
- 公民館や集会施設、スポーツ施設など生涯学習関連施設の整備を図る。
- 各生涯学習団体の交流事業を行い、組織活性化に結び付けていく。
- あらゆる世代がICT活用能力を高めるための学習機会を創出する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設				
	校舎	学校施設整備事業	身延町		
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	身延町		
	給食施設	給食配送車購入事業	身延町		
	(3) 集会施設、体育施設等				
	公民館	中富総合会館大規模改修事業		身延町	
		町内各分館施設改修・整備事業		身延町	
	体育施設	体育施設修繕事業(下部町民体育館、身延町民体育館、下部体育館、下山グラウンド、下山野球場、身延武道館、静川体育館、甲南スポーツ広場)		身延町	
	図書館	町立図書館情報ネットワーク事業		身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興 (続き)	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小中学生保護者への支援事業 (教育費、給食費等の補助)	身延町	
		スクールバス運行事業	身延町	
		英語教育推進事業	身延町	
		防災用備品等整備事業	身延町	
		郷土愛を育む教育推進事業	身延町	
	生涯学習 ・スポーツ	公民館活動補助事業 (各分館、集落館運営補助他)	身延町	
		集落公民館施設整備補助事業	身延町	
		ICT活用力向上事業	身延町	
		高齢者を中心としたデジタル活用支援事業 (企画政策課事業)	身延町	
		高齢者を中心としたデジタル活用支援事業 (生涯学習課事業)	身延町	
		町立図書館、公民館図書室所蔵資料整備事業	身延町	
		社会体育振興補助事業(スポーツ協会補助金、各種スポーツ大会出場補助金)	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は中山間地に点在し、狭隘な土地に立地する小戸数集落も多く、著しい人口流出により無人となった集落も現れている。就業構造の変化と都市部との収入格差や、道路等の生活基盤整備の遅れなどから若年層の流出が続き、地域の高齢化により、コミュニティ機能も低下し、集落形成機能を失いかげ、地域の活力低下が進行している。

この対応として、地域の特性に応じた基盤整備等を推進し、一定の成果を得てきたものの、なお、厳しい条件下にある集落は多い。

このため、活力を維持し、いきいきとした個性豊かなまちづくりを進めていく必要がある。「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成や生活環境施設整備の他、特に中部横断自動車道などの整備に伴う交通アクセス向上のための整備を進め、通勤圏の拡大による就業機会の確保を図るなどして、この地に生活拠点を置き、地域を支え、まちづくりを担う若者の定住を促進する施策が必要である。

また、町内への住宅建設希望者が町内に宅地を確保できず、やむなく町外に宅地を求めてきた現状があり、このため現在まで各地域において整備が進められてきたが、今後さらに住宅や宅地を整備していく必要がある。

一方で、U・J・Iターンの動きや定年後の田舎暮らし、都市と田舎の住み分けなど、過疎地域が定住の場や交流の場などとして見直される傾向にあることから、農業体験を通じた地域交流や耕作放棄地を資源として活用した取り組みなど、ノウハウと実績のある民間事業者や企業と連携することも視野に入れながら、市民農園や空き家・空き公共施設等を活用した交流・体験施設など、それぞれのニーズに対応した整備を図り、集落機能の維持向上を図る必要がある。

また、地域おこし協力隊を採用し、集落での活動や各団体等との連携などが行われることで、活動を通して地域力の維持・強化を図る必要がある。

(2) その対策

- 定住を促進するため、各種助成制度の実施及び住宅用地の造成分譲を推進する。
- WEBやSNS等各種媒体等を活用して、U・J・Iターン情報を提供する。
- 民間事業者等との連携も考慮する中で、空き家や空き公共施設等を交流拠点として再生させることも検討する。
- 生活道路の整備を図る。
- 地域おこし協力隊を採用し、活動を通して地域の維持・強化を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	宅地分譲促進事業	身延町	
		定住促進事業 (結婚、出産祝い金、就職奨励金)	身延町	
		地域おこし協力隊活用事業(観光事業)	身延町	
		地域おこし協力隊活用事業(産業事業)	身延町	
	(3) その他	宅地分譲地造成事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、身延山久遠寺など長い歴史と風土の中で、先人たちが営々と築きあげてきた地域固有の貴重な伝統文化、生活文化、芸能文化など数多くの多様な文化を有している。これらは、それぞれの地域の個性を形づくり、町民に自信と誇り、あるいは郷土意識を醸成させるものとなっている。

また、こうした地域文化は、地域の財産にとどまらず、広く県民、国民の共有の財産でもあり、情報化の急速な進展や交通体系の整備を背景として、本町に対する都市部や他地域の住民の関心が高まりつつある中で、地域間交流の促進や地域産業の振興を図る上からも、地域文化の振興は大きな意義がある。

今後も、これらの地域文化を守り育てるとともに、それらに新しい価値を見だし、より一層磨き上げていくなど、積極的な振興を図っていく必要がある。

特に、町村合併により本町は、多様で貴重な文化資源を多数保有することとなった。これら多様な文化を町民共有の文化として、また貴重な財産として、全町民が理解することが、地域の融和と地域文化の振興にとって重要である。

本町は、総合文化会館、ふれあい会館、湯之奥金山博物館などの交流文化拠点を保有しており、これらを有効活用しながら、地域の交流機会づくりに努めるものとする。このため、伝統文化等を保存、継承する個人や団体、文化協会等の活動に対して支援し、各地域文化の理解のための交流促進を図る必要がある。

また、町民や来訪者等が伝統文化等に接する機会を一層充実させるとともに、地域文化の振興等を図るための施設整備の推進が必要である。

さらに地域文化の振興等にあたっては、文化的な地域を創り出そうという町民の主体的な活動や、交流を通じての地域文化紹介の場づくりが重要であり、これらを支援するためのリーダー養成や機会づくりも推進する必要がある。

文化財については、身延山を中心とした寺社関係の国指定文化財をはじめ、歴史と伝統に育まれた貴重な文化財を多数保有しており、その活用と保全を図ると共に、埋もれた文化財の発掘に努めることが必要である。

(2) その対策

- 芸術文化活動や発表の場を提供するなど、町民の教養向上や地域文化の振興等に資する文化行政の推進や施設整備を図る。
- 文化財等を保護、保存、活用等するための施設整備や保護施策の推進を図る。また、文化財等の展覧会の開催を通じて、地域固有の歴史文化遺産の活用と継承を図る。
- 文化資源等の活用を通じた地域間交流の促進を図る。
- 町の鳥“ブッポウソウ”の保護活動を推進する。
- 民俗資料館等の民俗資料の展示施設の整備を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館空調設備更新事業	身延町	
		身延町総合文化会館改修事業(長寿命化対策)	身延町	
		西嶋和紙の里空調設備更新事業	身延町	
		文化財等整備事業(文化財表示板設置)	身延町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	国民文化祭継承事業補助事業(実行委員会)	身延町	
身延山久遠寺開闢 750 年記念日蓮展開催事業		身延町		
身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖事業		身延町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化に関連する異常気象や自然災害が頻発して、気候変動ではなく気候危機とも言われる状況となっており、対策の強化が急務である。

平成30年に公表された国連の報告書では、平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO₂)の実質排出量をゼロにすることが必要としており、山梨県も、令和32(2050)年までにCO₂排出実質ゼロを目指すこととし、取り組みを強化するため、クールチョイス県民運動をスタートしたところである。CO₂排出ゼロ実現には、個人の取り組みに加え、事業者等(企業・団体・市町村等)の取り組みをより一層推進していくことが必要である。

本町では、「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設については、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。

この他に、複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全・省資源・省エネルギー・廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、現在分別収集計画や一般廃棄物処理計画を策定している。

自然的特性を活かしたエネルギー資源として、太陽光・水力・風力・地熱などの再生可能エネルギーが利用されており、本町には、太陽光発電設備が多く設置され、今後も施設の導入が見込まれるが、防災・景観・環境等に及ぼす影響を考慮しながら、地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進が必要である。

(2) その対策

- 環境にやさしいまちづくりを推進する。
- 地球温暖化対策を推進する。
- 環境教育・環境学習を推進する。
- 環境保全活動の展開を図る。
- 再生可能エネルギーの活用を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

身延町過疎地域持続的発展計画

12 再生可能エネルギーの利用の推進

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
I 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住定住	<u>移住定住促進事業(移住相談、魅力体験ツアー)</u> 移住相談事業や空き家、宅地情報の発信、魅力体験ツアーの開催や移住体験施設の提供を通じ、移住・定住施策を総合的に進める。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>移住定住促進事業(移住定住祝金制度)</u> 移住定住の促進のため、新築住宅祝金、住宅購入祝金、引越し祝金を支給する。	身延町	
		<u>空き家・土地バンク事業</u> 事業の周知を進め、空き家・空き地の利活用を推進する。	身延町	
		<u>結婚・出会い支援事業(婚活支援)</u> パートナーづくりのための出会いの場の提供の充実を図る。	身延町	
		<u>結婚・出会い支援事業(出会いサポートセンター登録支援)</u> やまなし出会いサポートセンターへの登録を支援する。	身延町	
	地域間交流	<u>町民交流イベント実施事業(令和・南部藩、静岡市)</u> 南部氏の歴史によって結ばれる令和・南部藩及び安倍峠でつながる静岡市と文化、経済の交流を通じて相互の振興への寄与を図る。	身延町	
		<u>友好都市・姉妹都市交流事業(千葉県 鴨川市)</u> 日蓮大聖人の生まれた町である鴨川市と交流を深める事業を展開すると共に、相互の連携を図る。	身延町	
	人材育成	<u>若手人財育成事業(高校連携・人財育成)</u> 町内の高校と大学が連携して行う事業への支援と人財育成を図る。	身延町	
		<u>若手人財育成事業(まちづくり組織支援)</u> まちづくりに関する組織の活動促進への支援を行う。	身延町	
		<u>住みよい町づくり補助事業</u> 特色ある持続可能な活力ある住みよい町づくりの推進を目的に、地域コミュニティの活動を行う団体に補助金を交付する。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<u>農産物栽培奨励金交付事業(大豆出荷奨励補助金)</u> 遊休農地の解消のため町内で生産した大豆・枝豆を出荷した場合に、出荷量に応じ奨励金を交付する。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>有害鳥獣防除施設資材補助事業</u> サル、シカ、イノシシなどの侵入防護柵の資材購入費の補助を行う。	身延町	
		<u>有害鳥獣駆除対策事業</u> 鳥獣被害対策実施隊を設置し、駆除の実施や、被害防止のためのパトロールを行う。	身延町	
	商工業・6次産業化	<u>地場産業活性化事業</u> あけぼの大豆など町の特色を生かした特産品、地場産業の振興を図る。	身延町	
		<u>みのぶまつり実施事業</u> 町内の事業主体が一つとなり、地域資源を活用した農林産物や商品を一同に提供する中で、産業・商工業の振興を図る町民交流イベントを開催する。	身延町	
	観光	<u>観光情報WEBサイト運用事業</u> 観光情報WEBサイトを構築運用し、継続的に観光PRを実施することで観光客の増加を目指す。	身延町	
		<u>下部温泉の魅力アップ事業(下部観光協会との連携)</u> 下部温泉郷の魅力アップと効果的なPRを行い、誘客を図る。	身延町	
		<u>身延山の魅力アップ事業(身延山観光協会との連携)</u> 身延山観光協会と連携し、身延山の魅力アップと効果的なPRを行い誘客を図る。	身延町	
		<u>観光振興事業(連携強化、共同PR他)</u> 近隣町で行われるイベントへの連携を図り集客を行う。広域で観光PRを実施する。	身延町	
		<u>インバウンド観光推進事業</u> 観光案内所で外国人を雇用し、外国人にも優しい案内を行い、町内各所に導く。また、外国人対応のために受入側でも外国語の講習会、店舗内の外国語表記なども進める。	身延町	
		<u>町民総ガイド事業</u> 町民のすべてが、自ら観光案内を出来る体制づくりを進める。	身延町	

身延町過疎地域持続的発展計画

12 再生可能エネルギーの利用の推進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (続き)	観光 (続き)	<u>共通割引券事業</u> 観光客を対象に観光施設・地場産業関連施設等で使用できる割引券を作成・配布し、各施設への誘導を図り利用者の増加に結び付ける。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>みのぶ自然の里事業</u> 観光情報発信拠点として、地域の観光資源を生かした体験・受け入れ体制の整備を行う。	身延町	
	企業誘致	<u>企業誘致事業</u> 企業・サテライトオフィス・テレワーク等の誘致及び受け入れ体制の整備を行う。	身延町	
	その他	<u>起業支援及び新規事業所誘致事業</u> 商工会、金融機関、各種事業所、団体との連携を図り、起業に係る支援策を整理、ニーズに即した支援事業を創設し、起業支援を行う。 <u>就職支援事業</u> 身延町内での就職は定住促進につながるため、町が町内企業、高校と連携して就職活動を支援する。特に、高校を卒業して就職を希望する生徒に町内の就職先を紹介する。町内在住の大学生も対象とする。	身延町	
3 地域における情報化	情報化	<u>高齢者を中心としたデジタル活用支援事業</u> 高齢者を中心にタブレット等の購入補助を行いデジタルデバインド対策を行う。	身延町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<u>乗合タクシー購入補助事業</u> 業者が乗合タクシーを購入する時に、購入費の助成を行う。	身延町	
		<u>乗合タクシー運行事業</u> 乗合タクシー運行や維持の為、公共交通活性化協議会等へ補助を行う。	身延町	
		<u>町営バス運行事業(廃止路線代替バス 市町村運行)</u> 町民の足の確保の為、町営バスの運行を行う。	身延町	
		<u>路線バス維持事業(廃止路線代替バス 貸切バス事業者委託運行)</u> 町民の足の確保の為、廃止路線のバスの運行の維持と共に、路線の拡充等を行う。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、 交通手段 の確保 (続き)	その他	<u>橋梁長寿命化事業(修繕・観音橋他 30 橋)</u> 早期に発見された損傷が、事故や架け替え、大規模な補修に至る前に修繕を行う。	身延町	地域の 持続的 発展に 資する もので、 効果は 一過性 でなく、 将来に 及ぶ事 業であ る。
		<u>橋梁長寿命化事業(点検)</u> 定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な補修に至る前に対策を行う。	身延町	
		<u>道路ストック点検修繕事業(トンネル、法面、擁壁、舗装、付属物等修繕)</u> 道路付属物等及び道路舗装の現状を調査し、損傷を早期発見することにより補修コストの縮減を図る。	身延町	
5 生活環境 の整備	生活	<u>AED設置普及事業(公共施設等)</u> 公共施設へのAEDの設置及び適切な管理の推進を図る。	身延町	
	防災・防犯	<u>防災用備品整備事業</u> 防災資機材の整備を行う自主防災組織に対して補助を行う。	身延町	
		<u>悪質電話被害対策機器設置事業</u> 高齢者の悪質電話詐欺被害を防止するため、対策機器購入費の補助を行う。	身延町	
		<u>防犯パトロール事業</u> 青色防犯パトロールカーで地域の見守りを行う。	身延町	
6 子育て環 境の確 保、高齡 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	児童福祉	<u>子育て支援医療費助成事業(満18歳以下医療費無料化)</u> 満18歳以下の保険診療分の一部負担金を助成する。	身延町	
		<u>学童保育運営事業</u> 町内小学校に通学する留守家庭児童を保育する。	身延町	
		<u>未就学児保護者への支援事業(保育料の無償化、副食費等補助)</u> 国の保育料無償化対象外の0~2歳児の課税世帯の保育料無償化及び3歳児以上の副食費について補助する。	身延町	
		<u>子育て支援助成事業(おむつ購入費、入園支度金等の補助)</u> 乳幼児用おむつ購入補助、入園支度金支給、予防接種費用を助成する。	身延町	

身延町過疎地域持続的発展計画

12 再生可能エネルギーの利用の推進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (続き)	児童福祉 (続き)	<u>障害児支援事業(医療費無料化、通所支援助成)</u> 障害児の医療費無料化、通所支援利用者負担額を助成する。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>チャイルドシート購入補助事業</u> 子どもたちを守るチャイルドシート着用を促進するため、購入費を補助する。	身延町	
	高齢者・障害者福祉	<u>身延町版CCRC実施検討事業</u> 医療・福祉の観点からコミュニティー施設等の複合施設を整備するなどの、身延町版CCRC実施の検討をする。	身延町	
		<u>高齢者慶祝事業(敬老・長寿祝い金、集落敬老事業補助金)</u> 長年にわたり社会に貢献した高齢者を敬愛し、その長寿を祝福し、支給・補助する。	身延町	
		<u>高齢者活動支援事業(老人クラブ活動補助金)</u> 老人クラブの組織的地域活動を支援し高齢者の幅広い活動を支援する。	身延町	
	その他	<u>妊娠・出産支援事業(妊婦健診・不妊治療費補助等)</u> 多胎児妊婦、不妊治療、産後ケアセンター利用者への支援を行う。	身延町	
<u>スポーツジム・健康増進施設運営事業</u> スポーツや温浴を活用した、健康保持や体力向上等を目的とする施設の運営を行う。		身延町		
7 医療の確保	その他	<u>休日夜間急患診療体制整備事業</u> 休日夜間の急病患者的の医療を確保する。	身延町	
		<u>診療所設置事業</u> 地域医療の充実を図り、町民の健康を保持増進する。	身延町	
8 教育の振興	義務教育	<u>小中学生保護者への支援事業(教育費・給食費等の補助)</u> 入学支度金の支給や、補助教材費公費負担、給食費等の補助を行い保護者の負担軽減を図る。	身延町	
		<u>スクールバス運行事業</u> 遠距離通学となる児童生徒の通学時の安全を確保することにより教育を振興するためスクールバス通学支援を行う。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興 (続き)	義務教育 (続き)	<u>英語教育推進事業</u> 英語学習時に英語指導助手(ALT)等を活用し、町内小中学校における英語教育を推進する。また、園児にも英語学習機会を設ける。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>防災用備品等整備事業</u> 災害発生時に備え、児童生徒が必要とする防災用備品等の整備を行う。	身延町	
		<u>郷土愛を育む教育推進事業</u> 町の将来を担う子どもたちが、郷土の文化・歴史を学ぶ講座を開催する。	身延町	
	生涯学習・スポーツ	<u>公民館活動補助事業(各分館、集落館運営補助他)</u> 公民館活動の活性化のため、公民館運営経費の一部を補助する。	身延町	
		<u>集落公民館施設整備補助事業</u> 集落公民館を整備し生涯学習の推進を図るため補助する。	身延町	
		<u>ICT活用力向上事業</u> パソコン等の情報通信機器の操作・利用講習会などの学習機会を創出する。	身延町	
		<u>高齢者を中心としたデジタル活用支援事業(企画政策課事業)</u> タブレット端末の貸出体制整備によるインターネットの活用を支援する。	身延町	
		<u>高齢者を中心としたデジタル活用支援事業(生涯学習課事業)</u> 高齢者を中心に研修会を開催してインターネットの活用を支援する。	身延町	
		<u>町立図書館、公民館図書室所蔵資料整備事業</u> 図書館機能向上のため所蔵資料の充実を図る。	身延町	
		<u>社会体育振興補助事業(スポーツ協会補助金、各種スポーツ大会出場補助金)</u> スポーツ協会の運営を支援するため補助金を交付する。また、各種スポーツ大会出場経費の一部を補助する。	身延町	
9 集落の整備	集落整備	<u>宅地分譲促進事業</u> 町の宅地分譲地の販売促進のためのPR活動等を実施する。	身延町	
		<u>定住促進事業(結婚・出産祝い金、就職奨励金)</u> 定住促進の為、結婚・出産祝い金、就職奨励金を支給する。	身延町	

身延町過疎地域持続的発展計画

12 再生可能エネルギーの利用の推進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備 (続き)	集落整備 (続き)	<u>地域おこし協力隊活用事業(観光事業)</u> 観光分野で地域おこし協力隊を採用し、活用を図る。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>地域おこし協力隊活用事業(産業事業)</u> 産業分野で地域おこし協力隊を採用し、活用を図る。	身延町	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	<u>国民文化祭継承事業補助事業(実行委員会)</u> 過去実施された国民文化祭の文化活動の継承としての事業に補助する。	身延町	
		<u>身延山久遠寺開闢750年記念日蓮展開催事業</u> 身延山久遠寺等に伝わる日蓮聖人ゆかりの文化財を集め展覧会を開催し地域文化の振興を図る。	身延町	
		<u>身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖事業</u> ブッポウソウ保護活動として、繁殖地の環境整備を実施する。	身延町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	<u>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業</u> 住宅用太陽光発電システム設置者へ補助する。	身延町	

【改訂の履歴】

時 期	内 容
令和3年12月	令和3年12月17日議決・策定・公表
令和4年 9月	議決を省略できる変更 ・「5交通施策の整備、交通手段の確保」に「町道本町富山橋線（改良舗装）」を追加
令和5年 8月	議決を省略できる変更 ・「3産業の振興」に「農産物加工施設整備事業」を追加
令和6年 3月	議決を省略できる変更 ・「3産業の振興」に「西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業」を追加

身延町過疎地域持続的発展計画

令和3年4月～令和8年3月

令和3年

身延町

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
TEL:0556-42-2111 FAX:0556-42-2127
URL : <https://www.town.minobu.lg.jp/>